

第2章 ISO／TC232（非公式教育・訓練のための 学習サービス）の動向

第2章 ISO/TC232（非公式教育・訓練のための学習サービス）の動向

第1節 経緯

1-1 ISOでの取組み経過

- (1) 2006年2月 DIN（ドイツの標準化機関）から教育サービスの標準化に関する提案
- (2) 2006年11月 ISOにおける投票の結果、TC232が設立される
- (3) 2007年3月 第1回TC会合（ベルリン）
 - ・TC232の方向性や適用範囲について協議
 - ・市場や既存の国家・国際規格の調査を目的としたアドホックグループの設置
- (4) 2007年11月 第1回WG1会合（ベルリン）
 - ・アドホックグループによる市場調査の中間報告
 - ・ドイツより作業原案（WD：Working Draft）が提出される
 - ・学習サービス組織、学習サービス事業者のコンピテンシーとスキル、学習プログラムとプロセスのサブグループに分かれて協議
- (5) 2008年4月 第2回TC会合・WG1会合（フィラデルフィア）
 - ・アドホックグループによる市場調査の結果報告
 - ・学習サービス組織、学習サービス事業者のコンピテンシーとスキル、学習プログラムとプロセス、アセスメントと評価の4つのサブワーキンググループに分かれ、それぞれに関する要求事項について協議
- (6) 2008年11月 第3回WG1会合（シドニー）
 - ・アドホックグループが実施した各国の状況調査の最終結果報告
 - ・委員会原案（CD：Committee Draft）を作成
 - ⇒日本の教育訓練に関する質の保証システムとして、（独）雇用・能力開発機構の教育訓練ガイドライン（図2-1-2参照）を報告。
 - なお、ISO規格化の流れと機構版教育訓練ガイドラインとの関わりは、図2-1-1「ISO/TC232と機構版教育訓練ガイドラインの関わり」を参照。
- (7) 2009年3月 第3回TC会合・第4回WG1会合（東京）
 - ・各国の委員会原案（CD）コメントを協議
 - ・国際規格案（DIS：Draft International Standard）原案を作成
 - ・DIS原案には校正作業が必要だが、内容については可決
- (8) 2010年1月 第4回TC会合・第5回WG1会合（ロンドン）
 - ・最終国際規格案（FDIS：Final Draft International Standard）の段階へ向け、ISO/TC232WG1で作成されたコメント決議を含む

ISO/DIS 29990の承認。

- ・中国が語学訓練サービスの規格を提案。

ISO/TC232/WG2を立ち上げ。

(9) 2010年6月

FDIS投票開始。

(10) 2010年8月

FDISの投票。FDIS承認。

ISO/FDIS 29990に対する投票結果は以下の通りです。

- ・賛成 18 (コメント付賛成：日本、ルクセンブルク)
- ・反対 0
- ・棄権 5 (マレーシア、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スイス)

(11) 2010年8月30日

ISO 29990規格の発行。

(12) 2010年11月3～5日 開催地：カナダ（カルガリー）

ISO/TC232 アドホックグループ第1回会合開催

ISO/TC232/WG2 アドホックグループ 会合開催(予定)

ISO/TC232/WG2 第2回会合開催

● 参加国（2011年3月時点）は、ドイツ（DIN）、オーストラリア（SA）、オーストリア（ASI）、ブルガリア（BDS）、カナダ（SCC）、中国（SAC）、フランス（AFNOR）、アイルランド（NSAI）、日本（JISC）、ケニヤ（KEBS）、韓国（KATS）、ルクセンブルグ（ILNAS）、マレーシア（DSM）、オランダ（NEN）、ポーランド（PKN）、ロシア（GOST R）、スペイン（AENOR）、アメリカ（ANSI）、イギリス（BSI）、デンマーク（DS）、フィンランド（SFS）、メキシコ（DGN）、モロッコ（SNIMA）、ルーマニア（ASRO）、南アフリカ（SABS）、スウェーデン（SIS）、スイス（SNV）、トルコ（TSE）、ウクライナ（DSSU）、イタリア（UNI）、ベルギー（NBN）、香港／中国（ITCHKSAR）の32か国である。

● 一般的に、ISO国際標準作成のステップは、次のように進められる。

- ①新事業項目（NP : New work item Proposal）の提案
- ②作業原案（WD : Working Draft）の作成
- ③委員会原案（CD : Committee Draft）の作成
- ④国際規格原案（DIS : Draft International Standard）の照会及び策定
- ⑤最終国際規格案（FDIS : Final Draft International Standard）の策定
- ⑥国際規格（IS : International Standard）の発行



図 2-1-1 「ISO/TC232 と 機構版教育訓練ガイドラインの関わり」

図 2-1-2 (独) 雇用・能力開発機構版教育訓練ガイドライン概要

1-2 国内の審議委員会活動

- (1) 2007年12月20日に、学識経験者、民間教育事業者等で構成される人材育成と教育サービス協議会（会長 野島久雄 成城大学教授）が日本工業標準化調査会（JISC）から国内審議団体としての承認を受ける。
- (2) 2009年度から国内審議委員会に企画・調査分科会が設置され、委員として職業能力開発総合大学校能力開発研究センターから1名が委嘱される。

1-3 ISO／TC232の構成（2011年3月時点）

● TC232

Learning services for non-formal education and training
⇒ IS029990 規格発行（2010年8月30日）

● Subcommittees/Working Groups

- TC232/WG1 Learning services providers
- TC232/WG2 Providers of language learning services

第2節 ISO/TC232 の概要

ISO/TC232において議論されているISO29990の構成は以下のとおりである。

1 適用範囲

本規格は、非公式教育・訓練の学習サービス及び学習サービス事業者の基本要求事項を明記する。

2 用語及び定義

- 協力者（プロバイダーに雇用されていないが、その傘下の団体、個人）、
 - 証明書（到達度、能力レベル、学習プログラムの修了を示す証明）、
 - コンピテンシー（活用・習得された実証可能な知識、スキル、行動様式、ノウハウ）、
 - 継続的な専門的能力開発、○カリキュラム、
 - ファシリテーター（教師、トレーナー、コーチ、チューター、メンターなど）、
 - 学習者、○学習、○学習サービス、
 - 非公式教育（組織化された教育活動で、確立され社会に認知された公式な初等、中等、高等教育制度以外のもの）、○品質方針、
 - スポンサー（企業、政府系機関、学習者の縁者などの学習者へ経済的又はその他の支援を提供する組織・個人）、
 - 利害関係者（学習サービス及びその管理体制、成果、プロセス等に対して直接的又は間接的利害を有する組織・個人）、
 - 学習の活用（学習サービスの中で学習したことをほかの状況に応用すること）
- など 18 項目の用語の定義

3 学習プログラム及びプロセス

- 学習ニーズの確定
- 利害関係者のニーズ
- 学習内容とプロセス
- 学習サービスの設計
- 学習サービスの目的及び適用範囲の明確化
- 学習の活用に対するサポート及びモニタリング方法の特定
- カリキュラムプランニング
- 学習サービスの提供

- 情報提供及びオリエンテーション
- 学習のための人的・物的資源の利用可能性の確保
- 学習環境
- 学習サービス提供のモニタリング
- 学習サービス事業者によって行われる評価
- 評価の目標と範囲
- 学習の評価
- 学習サービスの評価（ニーズ、実行性、正当性、正確性）

4 学習サービス事業者のマネジメント

- 一般マネジメント要求事項
- 戦略及びビジネスマネジメント
- マネジメントレビュー
- 予防措置及び是正措置
- 財務管理及びリスク管理
- 人事管理
- 学習サービス事業者のスタッフ及び協力者のコンピテンシー
- 学習サービス事業者のコンピテンシー、パフォーマンス管理、職業上の能力開発に対する評価
- コミュニケーション・マネジメント（内部／外部）、○人的・物的資源の割り当て
- 内部監査、○利害関係者からのフィードバック

（付録A）ビジネスプランの項目 品質方針の文書化、ビジネス・品質の方針と管理、品質目標、品質の計画と市場調査など

（付録B）マネジメントレビューの項目

（付録C）是正措置と予防処置の取組項目

（付録D）コンピテンシーモデル（学習サービス提供に関するコンピテンシー、人的コンピテンシー、ビジネスコンピテンシー）

（付録E）ISO 9000との比較

注） 詳細については、ISOより直接入手し確認願いたい。

第3節 ISO/TC232 の論点

3-1 プロセスとスタッフの基準

学習サービスのプロセスについては、P D C Aサイクルを確立し、文書にて管理する内容になっている。

特に、ニーズの把握については、全ての利害関係者を考慮することになっており、利害関係者の定義が重要になってくる。

また、スタッフの基準については、コンピテンシー基準がありそれを維持することを保証しなければならない。

3-2 コンピテンシー基準の内容

ISO29990では、主なコンピテンシーについて以下のように記述されている。

『学習サービス事業者は、そのスタッフと協力者が職務記述書の範囲内において第3節及び本節に記述されているプロセスの実行に必要なコア・コンピテンシーを有し、それらのコンピテンシーが維持されるようにしなければならない』とされており、ISO29990の附属書には、以下のコンピテンシー基準等が示されているが、我が国への適用は、今後の検討課題である。

ISO29990 附属書D 学習サービス事業者が有すべきコア・コンピテンシーの例

(1) 学習サービスの提供に関連するコンピテンシー

- 学習理論の適用
 - 学習方法論の適用
 - 学習支援教材の選定・利用
- など計8項目。

(2) ファシリテーターとしての個人的資質に関連する人的コンピテンシー

- リスニング及びコミュニケーション
 - プレゼンテーション
 - 他者を動機づけること
- など計11項目。

(3) ファシリテーターが学習を顧客の経営目標に結び付ける能力に関連するビジネスコンピテンシー

- 事業運営力（企画、予算管理）
 - 利害関係者との適切な対応
 - 学習に関する方針の策定・管理
- など計10項目。